

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年3月1日から同年5月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から6年2月1日まで
② 平成8年3月1日から10年1月21日まで
③ 平成13年6月1日から14年3月18日まで

申立期間における給与支給額は平均して30万円程度であったが、標準報酬月額については、A社で勤務していた期間のうち、平成5年1月から6年1月までの期間は19万円、8年3月から9年12月までの期間は20万円、また、B社で勤務していた期間のうち、13年6月から14年2月までの期間は20万円又は18万円になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち平成8年3月及び同年4月の標準報酬月額については、A社の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成5年5月から同年7月までの期間、同年9月及び同年10月、申立期間②のうち、8年5月及び同年7月から9年12月までの期間、並びに申立期間③のうち、13年8月から同年12月までの期間については、給与明細書又は賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成5年1月から同年4月までの期間、同年8月及び同年11月から6年1月までの期間、申立期間②のうち、8年6月、並びに申立期間③のうち、14年1月及び同年2月については、申立人は給与明細書を所持しておらず、当時の事業主からも賃金台帳の提出は無い上、当時の同僚からも、当該期間において、申立人の給与から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立期間③のうち、平成13年6月及び同年7月については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、同年8月の給与において、同年6月及び同年7月の給与から控除された厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）が申立人に返還されていることが給与明細書及び賃金台帳において確認できる。

このほか、申立人の平成8年3月及び同年4月を除いた申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の平成8年3月及び同年4月を除いた申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年5月1日まで
私がA社で勤務していた期間のうち、平成7年1月1日から8年5月1日までの期間における標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、当時の給料月額は、入社時から約28万円であった。給料明細書等は持っていないが、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年6月1日）から約1か月後の平成8年7月5日付けで、9万8,000円にそ及して引き下げて訂正されていることが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の給付記録によると、申立人の離職時賃金日額から、申立期間中の平成7年10月から8年3月までの給与月額が約28万円であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要と認められる。

和歌山厚生年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年5月2日、資格喪失日は21年1月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月2日から21年1月16日まで
私は、申立期間において、A社で電車の車掌として勤務し、厚生年金保険に加入していた。
年金事務所から、A社に係る厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日は確認できないものの、昭和20年5月に資格取得していることが確認できた旨の回答を得ており、同社発行の申立期間に係る在職証明書を提出するので加入記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と生年月日が同一で、氏名が一字違いの者が、昭和20年5月2日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社が提出した在職証明書によると、申立人は、昭和20年5月1日に採用され、21年1月15日まで勤務していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立人は、正職員として業務に従事していた。厚生年金保険関係の書類は残っていないが、法令に基づき手続を行っていたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者名簿及び被保険者台帳の記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和20年5月2日、資格喪失日を21年1月16日として社会保険事務所(当時)に対し届出していたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記名簿及び台帳に記載されている申立人と認められる昭和20年5月の社会保険事務所の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から6年3月までの期間、6年4月から13年3月までの期間及び13年4月から16年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から6年3月まで
② 平成6年4月から13年3月まで
③ 平成13年4月から16年2月まで

社会保険事務所(当時)から、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が納付されていないとの回答をもらった。

私は、結婚を機に退職し、A市町村(現在は、B市町村)役場において、すぐに国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、毎月、金融機関で納付書に現金を添えて納付期限内に納付したはずである。

また、社会保険事務所の回答では、申立期間②は免除期間とされているが、その当時、私は、保険料の免除制度については知らなかったし、当該期間は、夫に十分な所得があったので免除申請をするはずがない。

申立期間の記録が誤っていると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、毎月、金融機関で納付書に現金を添えて納付期限内に納付した。」と主張しているものの、当該期間は合計134か月間と長期間であり、仮に申立人の主張どおり当該期間の国民年金保険料を毎月金融機関において納付期限内に納付した場合、保険料を収納した金融機関から、申立期間①、②及び申立期間③のうち平成13年4月から14年3月までの期間についてはA市町村役場(当時)あて、申立期間③のうち14年4月から16年2月までの期間については、社会保険庁(当時)あて領収済通知がほぼ毎月行われたことになるが、これほどの長期間にわたり、A市町村役場及び社会保険庁において、いずれの機会においてもこれらの領収済通知に基づく納付記録が全く作成されなかったとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成5年8月17日以降、国民年金保険料のすべての収納事務が国に移管される14年4月まで毎年

度作成されたB市町村の国民年金保険料検認一覧表によると、申立人が申立期間の保険料を納付した記録は見当たらない上、当該一覧表に記載された記録は、B市町村の電算記録及びオンライン記録とも合致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る年金記録が訂正又は取消しされた履歴は無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間②について免除期間とされていることについて、「当時は、保険料の免除制度については知らなかったし、夫に十分な所得があったので免除申請をするはずがない。」と主張しているところ、B市町村の申立人世帯に係る国民健康保険被保険者台帳によると、申立期間②後の平成14年以降の申立人の夫の所得状況については、国民健康保険料の所得割部分の算定の基礎となった課税標準額から確認できるものの、13年以前の申立人の夫に係る所得状況については確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料納付について証言できる者として挙げている申立人の夫からは当該期間の保険料を納付したことをうかがえる具体的な証言は得られない上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年3月まで

申立期間当時、私は、短大生であったが、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。

申立期間は、保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった平成5年*月ごろ、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日付けで付番されており、i) 申立人の国民年金被保険者資格取得日(平成5年*月*日)及び資格喪失日(平成5年4月1日)は、11年5月7日において追加されていること、ii) 申立人は、同年4月1日に共済組合の加入者の資格を喪失していること、iii) 同年4月の国民年金保険料は同年4月23日に検認されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年4月に行われたものと推認され、申立期間当時、申立人は国民年金の未加入者であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が主張する平成5年ごろに保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親からも申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる有力な証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から62年3月まで

私は、A市町村に転居した際に国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付しており、時には、妻が私の保険料を集金人に手渡していたこともあった。年金事務所の記録によると、口座振替を始める前の集金人に納付していた期間の保険料が未納とされている。当時の集金人も私の保険料を集金していたと言ってくれているので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年11月13日に払い出されており、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料が納付できない期間であるとともに、申立人から、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「A市町村に引っ越した時に国民年金の加入手続を行っているはずである。」と主張しているものの、国民年金の加入状況についての具体的な記憶が無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする集金人は、「私は、昭和59年から平成8年に婦人会の集金業務が終了するまでの間、申立人の住んでいる地区で国民年金保険料の集金人をしており、申立人の保険料も集金していたが、申立人の保険料をいつから集金していたかは覚えていない。」と供述している。

加えて、申立人は、「口座振替を始めるまで、集金人に国民年金保険料を納付していたが、集金人に納付していた期間が未納とされている。」と主張しているものの、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和62年度について、口座振替による納付をうかがわせる検認記録は見当たらない上、前述の集金人の供述を踏まえると、申立人の国民年金保険料の納付記録が確認できる62年度から平成7年度までの期間のうち相当期間について、申立人は、集金人に保険料を納付していたものと考えられ、申立人の主張には納付に係る周辺事情と

符合しない点がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。